

現場説明書

1. 工事概要

工事件名：西粟倉小学校トイレ改修工事

工期：令和8年7月1日～12月28日

施工場所：西粟倉村立西粟倉小学校

(岡山県英田郡西粟倉村大字長尾1555番地)

2. 工事方針

児童の安全最優先: 工事期間中、児童が特定区域へ立ち入らないよう仮囲いや目隠しを設置し、安全対策を徹底する。

(1) 授業への配慮

騒音や振動を極力抑え、授業への影響を最小限にする。

(2) 優先施工箇所

① 1階および2階の児童用トイレを優先的に施工し、早期使用可能な状態を確保する。

② 3階施工は後段階で進め、学校運営への負担を軽減する。

(3) 学校運営への配慮

工事用車両の運行、駐車場所についてスクールバス・教員車両との関係を十分配慮する。また、出入口や駐車場が狭いため車両運行計画を立案。

3. 設計図書の優先順位

① 質疑回答書

② 現場説明書

③ 特記仕様書

④ 設計図 (特記仕様書を含む)

- ⑤ 公共建築工事標準仕様書 等（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- ⑥ 数量表（工事数量拾い出し表）

2. 工期について

契約工期までに完成検査を受け引渡しを行うため、契約工期の14日前までに工事を完成させ、工事完成通知書及び工事関係書類を提出するよう努めること。

（1）工程計画

① 7月1日～7月20日:

仮設トイレの設置および改修準備工事を実施。

② 7月21日～8月26日（夏休み期間）:

1階および2階の児童用トイレを重点的に施工。

工事時間を最大化し、騒音・振動などの授業への影響を回避。

③ 8月27日（授業再開）以降:

1階および2階トイレは早期使用可能。

3階のトイレ改修を授業への影響を考慮しながら進める。

④ 12月28日施工完了:

校内すべてのトイレ改修工事を終了、引渡し。

3. 下請負・各種保険・現場標識等

契約後速やかに火災保険、建設工事保険、組立保険等に参加し、契約書(写)を提出すること。

工事の一部を下請負に付した場合は、下請負契約書の写し（注文書・注文請書の写しでも可）、建設業許可書の写しを提出すること。（下請負業者が再下請負した場合も含む。）

4. 施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への通知について

（1）施工体制の案内掲示

元請業者は、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知するために、現場内の見やすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示すること。

(2) 下請負

元請・下請にかかわらず、下請に工事を発注する際に元請業者の名称及び再下請負通知が必要な旨を書面で通知すること。

下請の選定にあたっては、可能な限り地元の建設業者で優良な者を選定すること。

(3) 施工体制

交通誘導、警備、超音波探傷試験、浸透探傷試験、室内空气中化学物質濃度測定等を行う業者についても施工体制・下請関係書類を整備すること。

(4) 各種保険等

工事着手までに最新の労災保険の加入が確認できるものを提出すること。(下記のいずれか)

①労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控、受付日印のあるもの)

②労働者災害補償保険加入証明書の写し

③労働保険事務組合領収書の写し

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付すこと。

契約締結後1ヶ月以内に建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出すること。

(5) 現場標識等

受注者は、工事標識を公衆の見やすい場所に掲示すること。(建築基準法に準拠)

5. 関係官庁その他への手続き

工事着手にあたり、必要な各種手続・届出等を受注者にて遅滞なく行うこと。その費用は、受注者の負担とする。

6. 現場の安全管理

① 動線管理

現場への児童侵入を防止するため、適切なフェンスや区画表示を設置。

② 車両管理:

工事用車両の運行時には安全確認および交通誘導員の配置を徹底。

児童登下校時間の車両運行を避け、スクールバス・教員車両との調整を行う。

③ 緊急時対応:

工事現場での事故やトラブル発生時は即時学校管理者と施工責任者で協議し、迅速に対応。

④ 騒音管理

施工時間帯:

授業時間中の影響が予測される作業は避け、静音施工を実施。

使用機材選定:

低騒音・排出ガス対策型機械を使用し、環境負荷を軽減。

⑤ 緊急時の報告・対応

緊急発生時や工事対応内容の変更が必要な場合は、学校管理者および監督員と合意の上、適切な措置を講じる。

7. 仮設トイレ設置

① 児童用仮設トイレ

正面玄関前に設置。

上履きそのまま利用できるよう仮設の屋根と通路を設置。

② 職員用仮設トイレ

校舎から見て左側、職員室・校長室・保健室前に設置（屋外）。

③ 衛生管理

仮設トイレの清潔さを維持し、児童や職員が安心して使用できる環境を確保する。

8. 提出書類および施工体制

① 施工計画書

工事着手前までに提出。

② 安全衛生計画書

作業員の安全対策および施工体制について周知徹底する。

9. 工程管理

関連業者、関係機関等と協議のうえ、全体工程表・月間工程表・週間工程表を作成し、工程の管理を厳密に行うこと。

10. 障害物の移設等

工事に支障となる障害物が新たに判明した場合は、監督員と協議のうえ、撤去または移設し、工事完了後、必要なものは原状復旧すること。この場合、軽微なものは受注者の負担にて行うこと。

損傷が予想される既設物は、あらかじめ養生を行うこと。

万一損傷を与えた場合は、受注者の責任にて原状復旧すること。

11. 仮設工事

仮設計画は、受注者にて十分検討し、施工計画書を作成して監督員の承諾を受けること。設計図の仮設計画図は、指定仮設を除き参考とする。

なお、交通安全、作業効率及び工事現場の安全、衛生管理等に必要と思われるものについては受注者の負担により自主的に設置し、写真、記録を整理すること。

工事現場の管理は、受注者の責任において、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従い、工事現場の各職種の管理、風紀、衛生等並びに火災、盗難、その他事故防止に十分な注意を払い行うこと。

仮設電気・水道は、原則として受注者負担にて引き込むものとし、当施設のものを使用してはならない。ただし、事前に使用計画を説明のうえ、当施設管理者及び監督員の了解を得て、使用する場合はこの限りではない。なお、接続後から引渡しまでの料金は、受注者の負担とする。

当施設の運営・業務時間帯の工事となる場合は、工事範囲は勿論のこと、工事範囲外においても安全対策及び安全指導を十分行い、下請負人に対しても徹底すること。この趣旨に沿って、仮設計画等を検討すること。

吹付け施工時は、飛散防止のため養生シート張り等の対策を講じること。

工事用車両進入路、出入口、仮囲い及び外部足場等の仕様や範囲等について、受注者の責任において関係者と事前に協議し、必要であれば手続きを行い、施設運営や業務に支障のないよう計画し設置すること。

仮囲いやシート等が転倒、飛散しないように必要な措置を講じること。

特に、強風時にはシートを取り外し、作業を中止すること。また、使用金具等の安全処置について注意すること。

工事現場上空又は近辺に電気架線等がある場合は、必要に応じて所要の手続きのうえ安全措置を講ずること。

12. 建設副産物の取扱い（再資源化）

工事に伴って発生する産業廃棄物の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令を遵守し、受注者の責任において適正処理を確認すること。（現場での野焼き、埋立は行わないこと。）

産業廃棄物の処理にあたっては、建設リサイクル法：特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）は再資源化を図ること。また、それ以外の建設副産物（建設汚泥＝セメントミルク混入杭残土等、建設発生木材以外の伐木・伐根材）についても再資源化に努めること。

（１）産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車両の両側面に次の項目を表示し、必要な書類を常時携帯すること。（廃棄物処理法施行令）

・排出事業者が自分で運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示（産業廃棄物収集運搬車）
- ② 排出事業者名

・産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示（産業廃棄物収集運搬車）
- ② 業者名
- ③ 許可番号（下 6 けた以上）

※文字サイズ：（１）については 50 mm以上、その他については 30 mm以上

（２）使用済み充電式電池の処理について

誘導灯、非常用照明器具に内蔵されている小型充電式電池は回収し再資源化すること。

500 m³以上の土砂、500 t 以上の碎石又は 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事若しくは 500 m³以上の土砂又はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が 200 t 以上の指定副産物を搬出する工事については、（一財）日本建設情報総合センターの「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」で再生資源利用[促進]計画書を作成し提出すること。

1.3. 解体等工事

解体・改修を伴う工事を行う場合は下記関係法令及び適用仕様書等に基づきアスベスト事前調査を行うこと。

（１）大気汚染防止法

(2) 石綿障害予防規則

(3) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止

対策徹底マニュアル

アスベスト事前調査において石綿含有建材の使用の有無の判断を行う者及びアスベスト分析対象の建材を採取する者は、特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者とする。

アスベスト分析調査を行う者は、所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。

(「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者等)

アスベスト事前調査完了後、以下の書面により事前調査結果等を速やかに発注者へ報告すること。

- ・解体等工事に係る事前調査説明書面（大防法第 18 条の 15 第 1 項）

発注者への事前調査結果等の報告完了後、速やかに事前調査結果を都道府県等へ報告を行うこと。また、都道府県等へ報告を行ったことを証明する書類を発注者に提出すること。（石綿事前調査結果報告システムでの登録完了メールの写し等、申請 ID が分かるもの）（大防法第 18 条の 15 第 6 項）

- ・既存地下工作物（既存杭、既存地下躯体、山留め壁等）の存置について

は、「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン（令和 2 年 2 月一般社団法人日本建設業連合会）」に基づいて対応を行うこと。

14. 「石綿含有建材」の処理について

石綿含有建材を処理する場合は、下記関係法令及び適用仕様書等に基づき適正に処理すること。

<関係法令>

- ・労働安全衛生法（石綿障害予防規則）

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設リサイクル法
- ・ 建築基準法

<適用仕様書等>

- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版
- ・ 建築改修工事監理指針 最新版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書・同解説 最新版
- ・ 既存建築物の吹付アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
- ・ 建築物の改修・解体時における石綿含有仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（平成 28 年 4 月 28 日国立研究開発法人建築研究所）
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策

徹底マニュアル

施工前に施工計画書を、施工後に施工記録報告書を作成し提出すること。

大気汚染防止法に基づき以下の書類を提出すること。

- ・ 特定粉じん排出等作業完了報告書：特定建築材料（レベル 1～3）の除去作業等がある工事が対象（大防法第 18 条の 23）

工事完了時において「建材から発生する有機化合物」の室内濃度測定を下記により行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。

（1）測定する化合物（5 物質）・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン

（2）測定方法 拡散パッシブ方式又はアクティブ方式

（3）測定箇所数・場所（●）箇所（場所：別図による）

合板・フローリング類、接着剤、壁紙、塗料等についての放散量規格は F☆☆☆☆ とすること。

防腐・防蟻処理剤については、安全認定品を使用すること。また、5 年の保証書を

提出すること。

15. その他

(1) 危険物の保管

法的に危険物に該当する塗料等を保管する場合は、法令等に基づく措置

(有効な空地等)を講じるとともに、保管場所には可燃物を持ち込まないこと。また、保管場所は喫煙場所から離し、直射日光を避けた通気のよい場所とし、「危険物置場」「塗料置場」「火気厳禁」等の標示をしたうえ施錠管理とすること。(周辺での火気使用は禁止し、仮囲いを設置する場合は不燃材とすること。)

(2) 長期休止

正月、盆休み等、長期に現場を休むときは、仮囲、足場等の安全対策点検を行ったうえ、巡回警備を行うこと。また、長期休暇に伴う連絡体制表を休暇前に提出すること。

本工事が国の実施する公共事業労務費調査対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出するなど必要な協力を行うこと。

本工事の完了後においても同様とする。また、受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請負工事の受注者に同様の協力を行うよう定めること。

受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(最終改正平成15年7月「グリーン購入法」))」に基づき、環境物品等の購入を積極的に推進すること。